

総合特別区域評価・調査検討会における評価結果(平成24年度)の概要

2. 分野等別状況 (2)地域活性化総合特区 ④観光分野(2/4)

	評価区分(*1)	総合評価 (IとIIの平均値にIIIを加味)	I 目標に向けた取組の進捗に関する評価	II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況	III 現地調査時の指摘事項及び対応状況等(*2)	総合評価に係る専門家所見(主なもの)
京都市地域活性化総合特区(京都市等)	準	B 3.7	C 3.3 進捗度 ・年間入洛外国人観光客数 65% ・一人当たり平均年間観光消費額 95% 等	B 3.7 地域独自の取組 ・京町家まちづくりファンド(京町家の再生等) ・京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例に基づく景観重要建造物などの木造建築物に係る建築基準法の適用除外等	+0.20	<p>・長く取り組まれてきた京都市の景観に関する施策(※1)などと連携しながら更なる成果を期待したい。</p> <p>・<u>今のままの評価の方法(※2)では、毎年の大きな日本全体の観光動向による変動の方がはるかに大きく、本プロジェクトの成果を正しく評価することができない(特区事業の進捗を図るアウトプット指標がなく、設定されているアウトカム指標に対する特区事業の効果が不明)。ただし、事業の方向性(※3)については概ね正しい。</u></p> <p>※1:無電柱化推進事業、京町家等耐震改修助成事業、京町家まちづくりファンドなど</p> <p>※2:評価指標3に「年間入洛外国人観光客数」を設定。平成23年は東日本大震災により激減。</p> <p>※3:「京都に集積する文化的資産の保全・継承と創造的活用」、「美しい町並みと歴史的風土の保存・活用、自然景観の保全・再生」、「新しい京都の魅力「京都岡崎」の創造」、「若手から円熟の巨匠まで、国際的な文化芸術創造拠点を形成するための取組の推進」の各事業を一体的に取り組み、国際観光拠点の形成及び文化自由都市の創造を推進すること。</p>

◆評価書は[こちら](#)

◆評価結果は[こちら](#)

*1)「正」とは正評価、「準」とは準評価を意味する。

*2)「III」については、「地方公共団体による総合評価の状況について」も評価している。